

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休日は、
日曜日は、
当分の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更等
土地改良事業の変更計画の決定
土地改良法による換地処分
解除予定の保安林(三件)
基本測量の実施
開発行為に関する工事の完了
- ◇ 公 告 消防設備士試験の実施
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合役員の異動

告 示

鳥取県告示第四百七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、泊村長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による泊村西地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十四年一月十日現在の地番による。)
大字園字河井	<p>大字園字河井の全域、大字園字奥河井の全域、大字園字研岩一二二九の一、一二三二の一及び一二三二の三、大字園字コツテイ出シ一二三三の一、一二三三の二、一二三四から一二三六まで、一二三七の一、一二三八の一、一二三九及び一二三九内第一、大字園字中河井二五一から二五五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一二四九の一、一二四九の二、一二五〇及び一二五二と一体をなす国有地の一部、大字園字西河井一三二七の一、一三二八から一三三二まで、一三三三の一、一三三三の二、一三三四、一三三五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一三三三の一及び一三三六と一体をなす国有地の一部並びに大字園字入道谷一三五〇の一、一三五一の一、一三五二の一及び一三五三の一</p>

大字園字研岩	大字園字研岩のうち一二二九の一、一二三二の一及び一二三二の三以外の区域
大字園字コツテイ出シ	大字園字コツテイ出シのうち一二三三の一、一二三三の二、一二三四から一二三六まで、一二三七の一、一二三八の一、一二三九及び一二三九内第一以外の区域
大字園字中河井	大字園字中河井のうち一二五一から一二五五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一二四九の一、一二四九の二、一二五〇及び一二五二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字園字西河井	大字園字西河井のうち一三二七の一、一三二八から一三三二まで、一三三三の一、一三三三の二、一三三四、一三三五の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一三三三の一及び一三三六と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字園字入道谷	大字園字入道谷のうち一三五〇の一、一三五一の一、一三五二の一及び一三五三の一以外の区域
廃止する字の名称	大字園字奥河井

鳥取県告示第四百七十一号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（関金地区は場整備）事業の変更計画を定め

たので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年五月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、泊村農業協同組合から同組合が行う土地改良事業に係る泊村西地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百七十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字雨滝字正石九五八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百七十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口宇波字瀧ノ下タ六六四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百七十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口宇波字奥谷七六八から七七一まで、七七三（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百七十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（確定測量基準点測量）

二 作業期間

昭和五十四年七月十日から同年十二月十日まで

三 作業地域

倉吉市、八東町、若桜町、郡家町、岩美町及び大栄町

鳥取県告示第四百七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年五月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年十二月十三日 鳥取県指令受倉土維第八百四十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市八屋字鯨

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市八屋一七八番地

平和ブロック有会社

代表取締役 菅原重雄

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12の規定により公告する。

昭和54年 5月15日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 筆記試験

昭和54年 8月28日 午前9時から

イ 実技試験
 昭和54年8月28日 午後1時30分から

(2) 試験の場所
 鳥取市及び米子市

2 試験の種類
 (1) 甲種消防設備士試験
 (2) 乙種消防設備士試験

3 試験の方法
 試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行う。

4 受験手続
 (1) 受験願書の受付期間
 昭和54年6月15日から同年7月5日まで(郵送の場合は、昭和54年7月5日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 受験願書の提出先
 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

(3) 提出書類
 ア 受験願書
 所定の用紙により試験の種類及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の3の指定区分ごと提出すること。
 イ 受験資格を有することを証明する書類
 ウ 写真(受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身のもの) 1枚

(4) 受験手数料等
 ア 受験手数料

甲種消防設備士試験 3,000円
 乙種消防設備士試験 2,000円

イ 納付方法
 アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
 ウ 既納の手数料は、返還しない。

5 その他
 (1) 受験願書は、各消防本部又は鳥取県総務部消防防災課に請求すること。
 (2) その他不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

雑報

地方職員共済組合役員の異動について
 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員の異動について次のとおり公告する。
 昭和54年5月15日
 地方職員共済組合理事長 齋 藤 正 夫

退任 理事(非常勤) 森 繁一(昭和54年3月15日付)
 就任 理事(非常勤) 鶴岡 啓一(昭和54年3月16日付)